平成２８年（フ）第１６０号
岡山県倉敷市林187番地１カルムＢ201号、旧住所岡山県倉敷市徳芳869番地95
債務者　福井　栄治
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１号
岡山県倉敷市林187番地１カルムＢ201号、旧住所岡山県倉敷市徳芳869番地95
債務者　福井　徳美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
大分県豊後高田市高田2798番地９　鳥井アパート２号室
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後２時10分　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６号
大分県宇佐市大字北宇佐2762番地の36
債務者　西本　悠恭
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後２時　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４０７号
東京都世田谷区太子堂２丁目35―６―203
債務者　佐藤　嘉昭
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１０号
東京都足立区東伊興２丁目７―５―206
債務者　仲村　咲織
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３１号
東京都世田谷区経堂２丁目10―10　芦川方２階７号
債務者　西田　健正
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４１号
東京都新宿区早稲田町84―401
債務者　松田　浩史
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５２号
東京都武蔵村山市岸２丁目６番地の１サンクレスト103号
債務者　薬袋　由加（旧姓富樫）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０１号
東京都八王子市田町３―17サンハイツ田町202、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区小原419番地43
債務者　藤原　理恵（旧姓尾嶋）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１７号
東京都青梅市新町３丁目20番地の３ダイヤパレス202
債務者　大門　佳代
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７２号
横浜市都筑区葛が谷１番208号
債務者　井上　　渉
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９４号
神奈川県鎌倉市雪ノ下３丁目10番23号、前住所神奈川県藤沢市本鵠沼１―13―11　ハウスフォレスト201号室
債務者　岡本　真徳
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１９号
横浜市戸塚区平戸町1139番地11、住民票上の住所横浜市戸塚区平戸町1139番地69
債務者　飯泉　孝昌
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２８号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目５番29号
債務者　平戸エツ子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部